

20-2
調查資料第4輯

年少労働者災害統計
に関する一報告

労働省 婦人少年局

目 次

I	はじめ	1
1.	目 的	1
2.	対 象	2
3.	担 当 者	2
4.	期 日	2
II	考 察	2
1.	金属機械器具工場	2
(A)	法令別災害件数	2
(B)	原因別災害件数	4
2.	造船業に於ける災害	7
III	結 語	10
附 表	業種別災害発生率図表	

年少労働者災害統計に関する一報告

I はしがき

1. 目的

災害は如何なる年令の人にも多いが、今までの常識からいっても年少労働者に多いといわれているが果して現状はそうであれば如何なる比率で、いかなる作業に、いかなる原因によつて生ずるか等いろいろの角度から分析して実態を把握しなければならぬ。その研究に必要な資料の極く一部を蒐集したので参考の一端としたいと思ふ。但し、このデータは不十分な点が多々

即ち 1) 昭和 16, 17 年度の統計であり

2) そのため従業人員に対する比率が不明である

3) 又年少者に多いといわれる概算(休養 1 日 ~ 2 日)を含まない等。

併しこの統計により我々を得られるものも多い

それは 1) この統計は産業経営体のもつ災害発生の欠陥を計数的に示すに役立つ。その実戦前と今日と余り相異はない

2) 又全国の工場法適用工場すべてに付調査したものであるのである工場別の統計より客観性がある。

故に今後はこれをもとにして、実地に災害調査を行い、慎重に正確に考察して年少労働者の災害防止対策や業務配置対策の基とし、身体的にも精神的にも変化を長期にあり、特別の保護を要する年少労働者特別安全に努める

よる作業環境を、つくりだすべきである。

2. 対象 全国工場法適用工場中
金属機械器具工場
造船所

3. 担当者 産業安全研究所の統計資料と年少労働者に
ききとめたものである。

4. 期 日 昭和16年度
昭和17年度
(産業別のものは21年度)

II 考 察

1. 金属機械器具工場

(1) 年令別災害件数

従来年少労働者の災害は工場により、非常に異つた見解をもちその統計も工場によつてはむしろ年少者の災害の方が多いという結果も多く出ている。これは工場別の災害統計が如何に不備で真相をかくしているかという事を暴露するに好む資料であつて、次の図表(1)を見るといかに年少労働者の災害率が多いかという事を顕著に示している。

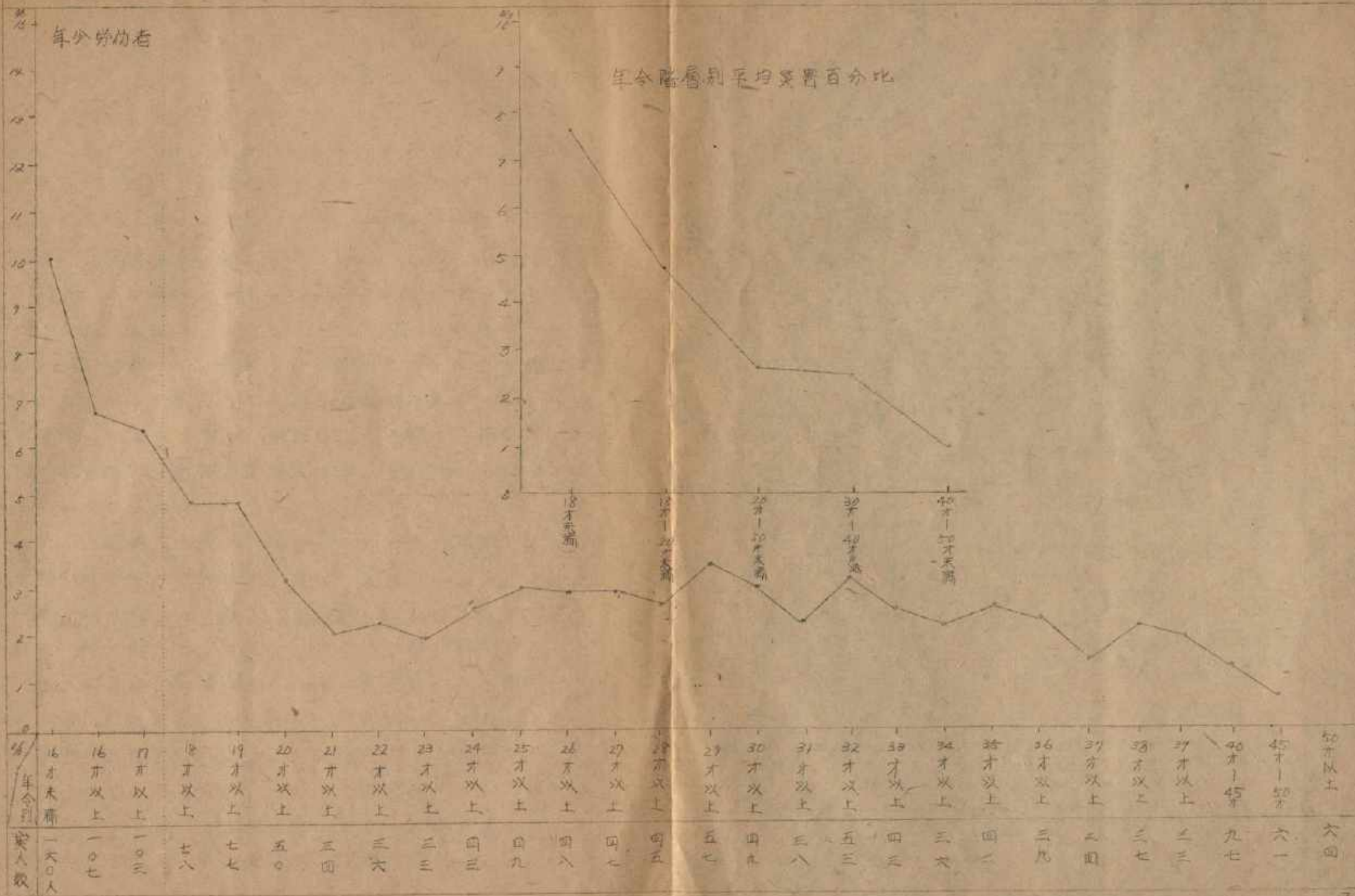
これによつて、16才未満が最も多く、16才、17才の順で前年の16年を見ても略同様の傾向があり、就業人員に対する比率は不明であつたが、年少労働者の災害が多いという事はいへよう。

職工死傷割合表 (百分比)

昭和17年5月 (1ヶ月間)

工場 被適用金属機械器具工場
ニヤ平産業安全研究所調査

圖表(一)



4. 原因別受傷者数

次にそのうち年少者に多い災害はいかにある原因に由来するものか
図(2)によつて成年者と比較検討してみよう。

これも年少者と成年者との就業比率がわからない為にはつ
きりした結論を出す事は危険である。但しその原因の傾向
は知る事が出来る。即ち動力伝導装置に由来するものに年少者
の災害多く、殊に“齒輪類に由来するもの”に於いては成年者
人に対し2.3人とその40%と18%以下の者が占めてゐる。“鋼
帶、鋼索、調節車に由来するもの”も2.6人中10人、約40%とさ
う、“圧機、圧搾機に由来するもの”も40%近くを占めてゐる。

その他動力機械に由来する。これらの業務は女子年少者基準
規則13条、14号により禁止される部面が出来るから現在では
保護されてゐるが従来かくの如き冒險的作業にも年少者が
使用されてゐたのである。現在の如きの危険な工作機械であ
る限り年少者の身体及び生命はこれらの危険から絶対に保
護されねばならぬ。

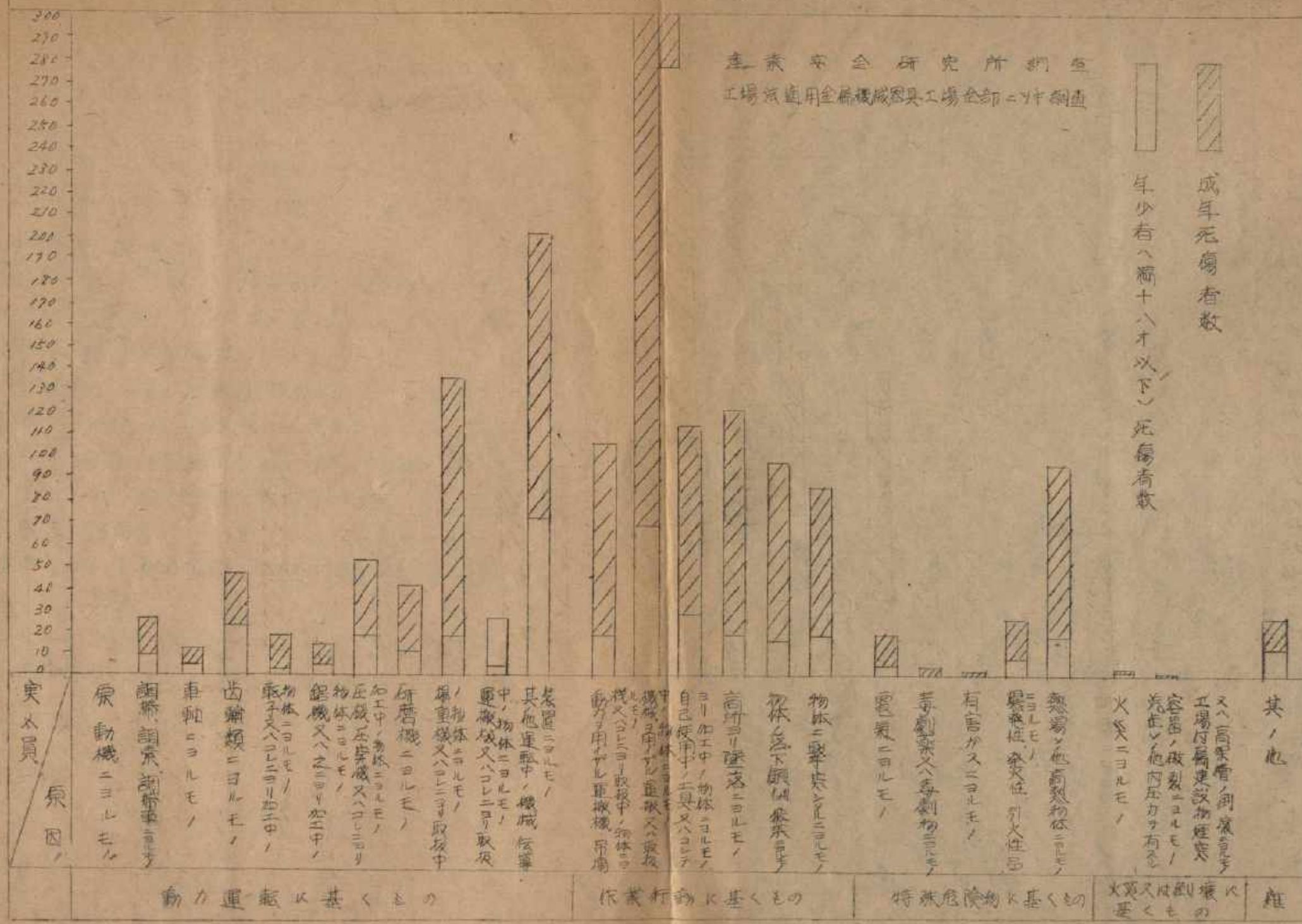
年少者も成年者も共に災害の多いものに“機械を用いざ
る運搬又は取扱中の物体”に原因するものがある。年少者
の比率は約20%ではあるが、70人以上の多数が原因の
二番目に率の高いものである。元来年少者は敏捷ではある
が、体力は充分ではない。女子年少者規則中には重量物運
搬の制限されるようになってゐる。それにしては機械によら
ずに運搬取扱者業務にこのように災害が多い現実をよく批
判して見なければならぬ。そして作業行動そのものは危険
なものであるにも拘らず災害が多いのはその作業量が多いと
いう事を示すと共にこれらも機械で運搬出来るように改めら

れるまでは、最も安全に運搬出来るような研究がなされねばならぬと思ふ。

特殊な危険物によるものは規則により殆ど年少者に禁止業務となつて保護されるようになった。この点で見ると従来年少労働者のこの方面の実害数はさほど多くはないが、それでも煙草及びたばこ類の喫食の注意と特殊な危険業務から年少者をあくまで保護せねばならぬ。

圖表 ㊦

職 工 死 傷 数 圖 表 (原因別) (昭和17年5月)



又、造船業における災害

造船所と、造船用銅板加工場と、造船用機械工場と一見した人は何れも年少者に無理な労働環境であるが容易に理解出来るであろう。

次に示す第三の図表はその造船所の如き危険なもの、職場にも年少者が働き、而も災害をこうむつたといふ事を推量できるものである。

これは昭和16年度、全国造船所の統計であるが薪170以下のもので薪120—210のものを取り出し、原因別にその災害を図表に示したものである。

これによるといづれも大体機械を用いざる運搬又は取扱中の物体によるもの、使用中の工具又は加工中の物体によるもの、“商所より墜落”によるもの、“物体の落下・顛倒・飛来”によるもの等が主な災害原因である。即ち造船の鉄打ちの最盛期にあつてハンマーを叩く鉄片ふる中に重量物と運搬したりする造船所の災害の傾向が明白に現れてゐるといふよう。

各年令別の全国の方は統計にはつきり現れていないので、某工場造船所の例を一、二参考の爲に示す。

昭和22年12月の20日間における実害数

生 令 別	16才	16才	20才	26才	31才	36才	41才	46才	51才	60才	計
	天幕	-20	-25	-30	-35	-40	-45	-50	-60	以上	
実 人 員	0	24	19	14	12	8	3	3	1	0	84
%	0	28.6	22.6	16.7	14.3	9.5	3.6	3.6	1.2	0	100

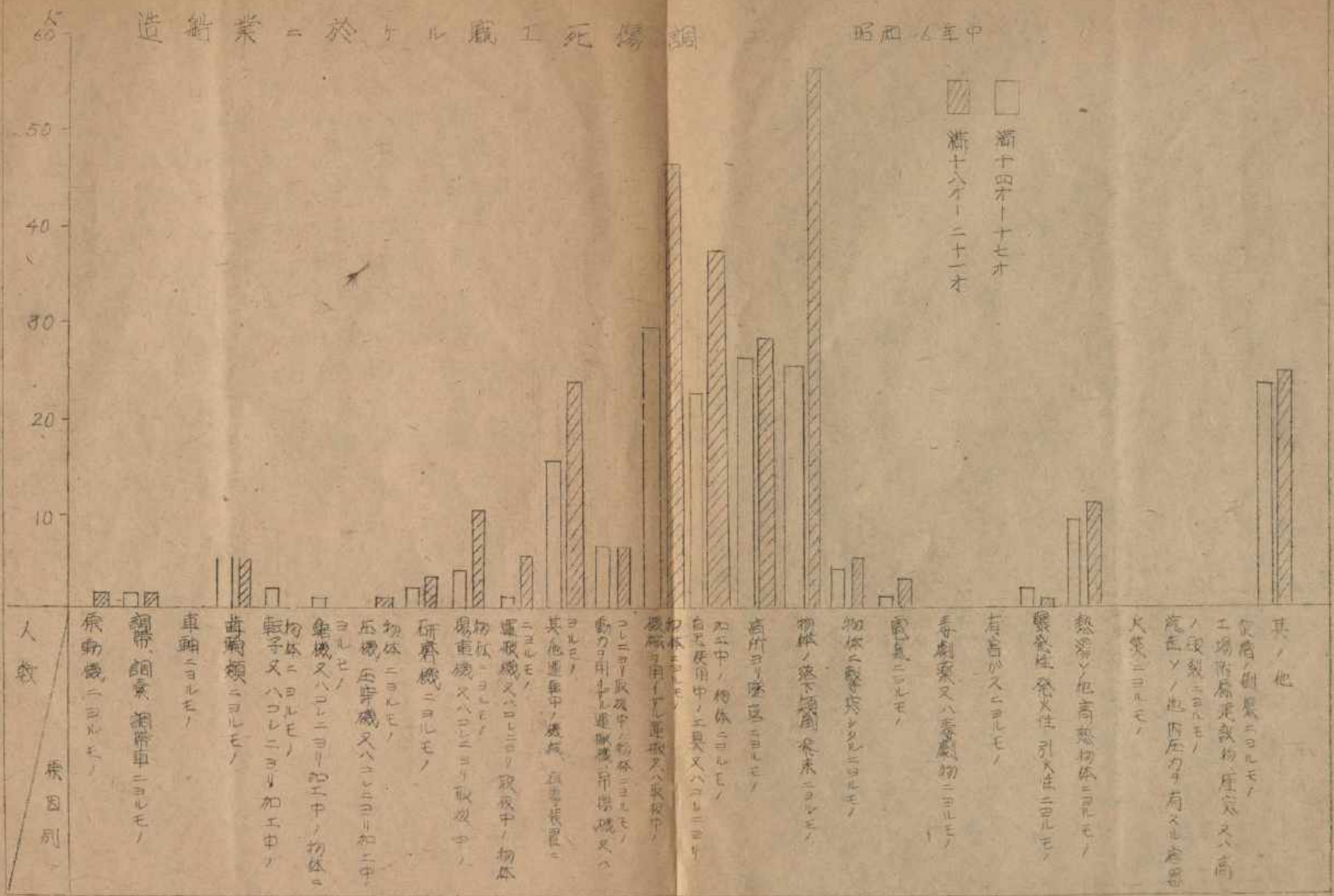
2) M 造船所

生 令 別	15才	20才	25才	30才	35才	40才	45才	50			計
	-19	-24	-29	-34	-39	-44	-49	以上			
実 人 員	22	33	11	19	18	0	11	1			113
%	19.4	29.0	9.7	15.0	14.9	0	9.7	0.9			100

以上の如く危険業務も年少者に於いては基準法女子年少者規則13條の諸項に該当する為配置転換されたのであるが、
概括的に年少者を保護する意味でもっとくわしく施行後の
実態を把握せねばならぬ。

製造業ニ於ケル職工死傷調査

昭和六年中



III 結 論

凡そ人間の生活に適しないあらゆる危険条件を集めたとしても、
いづれ環境で生きているが為に働いていゝ労働者に生命の安全
と健康の保護とを徹底する為、災害発生の原因はあくまで追
究されねばならぬ。その意味で以上の如き統計を最大に生か
しその方法をもつと研究すると共に、災害発生の原因となる
個々の要素例へば労働者の心理状態、疲労度、勤続年数との
関係等々を調査せねばならぬ。殊に年少労働者は前にも述べた
通り心身共に成長期にあつて少しの事にも動揺しやすいのであ
る。年少労働者同人の為にも楽しく働ける為にも、そして日本
の生産力の将来の為にも保護されねばならぬと思ふ。

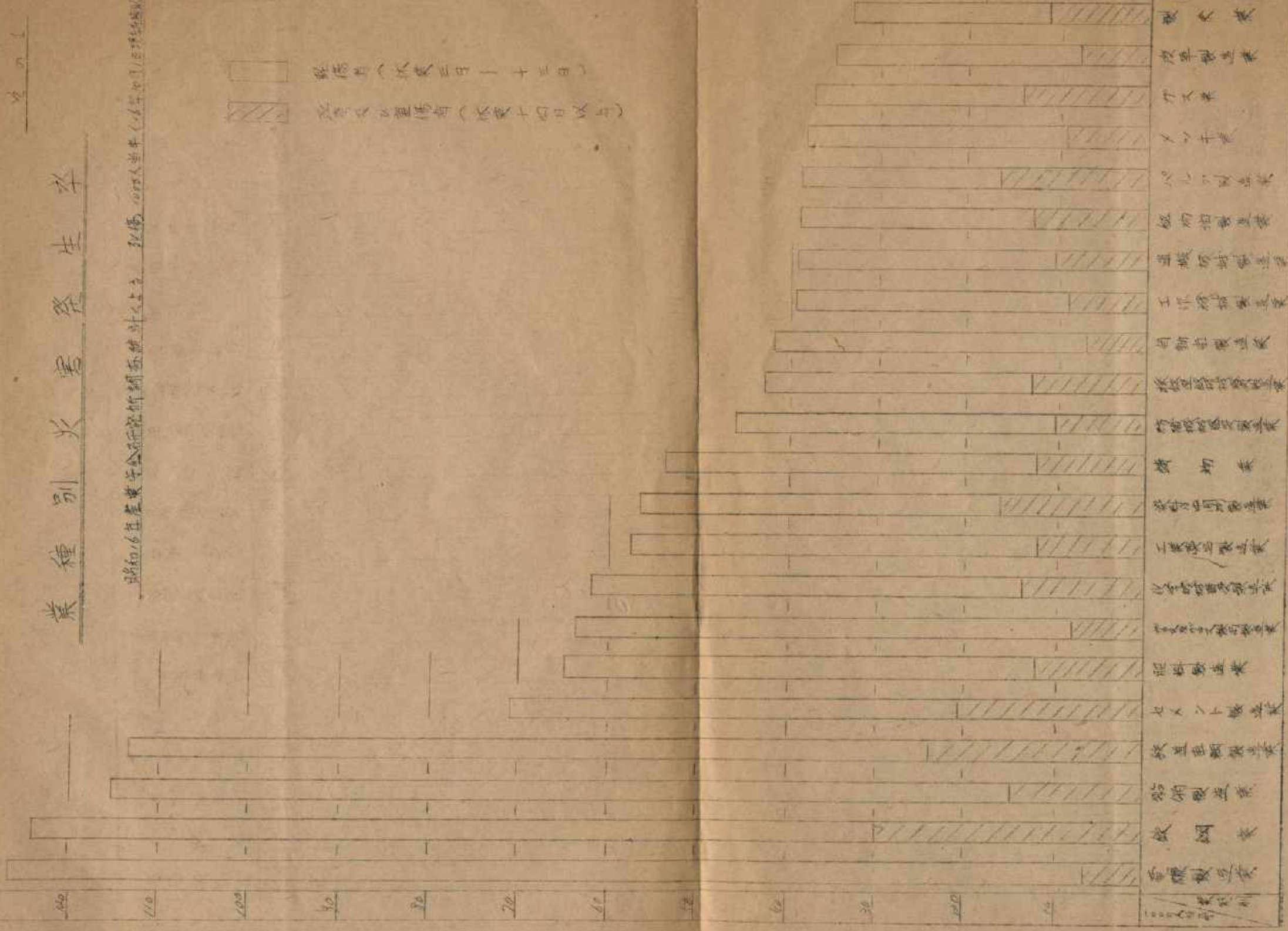
基準法、女子年少者規則も施行されたが、その後の災害
状況は追つて又報告し参考にしたいと思ふ。

尚次の表は年令と関係は無いが業種類の災害状況の傾向を
見る上に参考のため添えたものである。

業種別火害発生率

昭和16年度重要安全研究所調査統計より、昭和16年度火災発生率（1000人当り）を調査した。

□ 昭和16年度（火災三月一十三日）
 ▨ 昭和16年度（火災十月一日以後）



70

60

50

40

30

20

10

1000 / 1000
1000 / 1000

電 氣 業

金 融 業

銀 行 及 公 司 業

房 地 產 業

不 動 產 業

水 電 業

火 力 發 電 業

電 氣 機 械 業

工 業 機 械 業

有 限 公 司 業

鐵 道 業

火 車 業

製 鐵 業

鋼 鐵 業

鋼 鐵 業

鋼 鐵 業

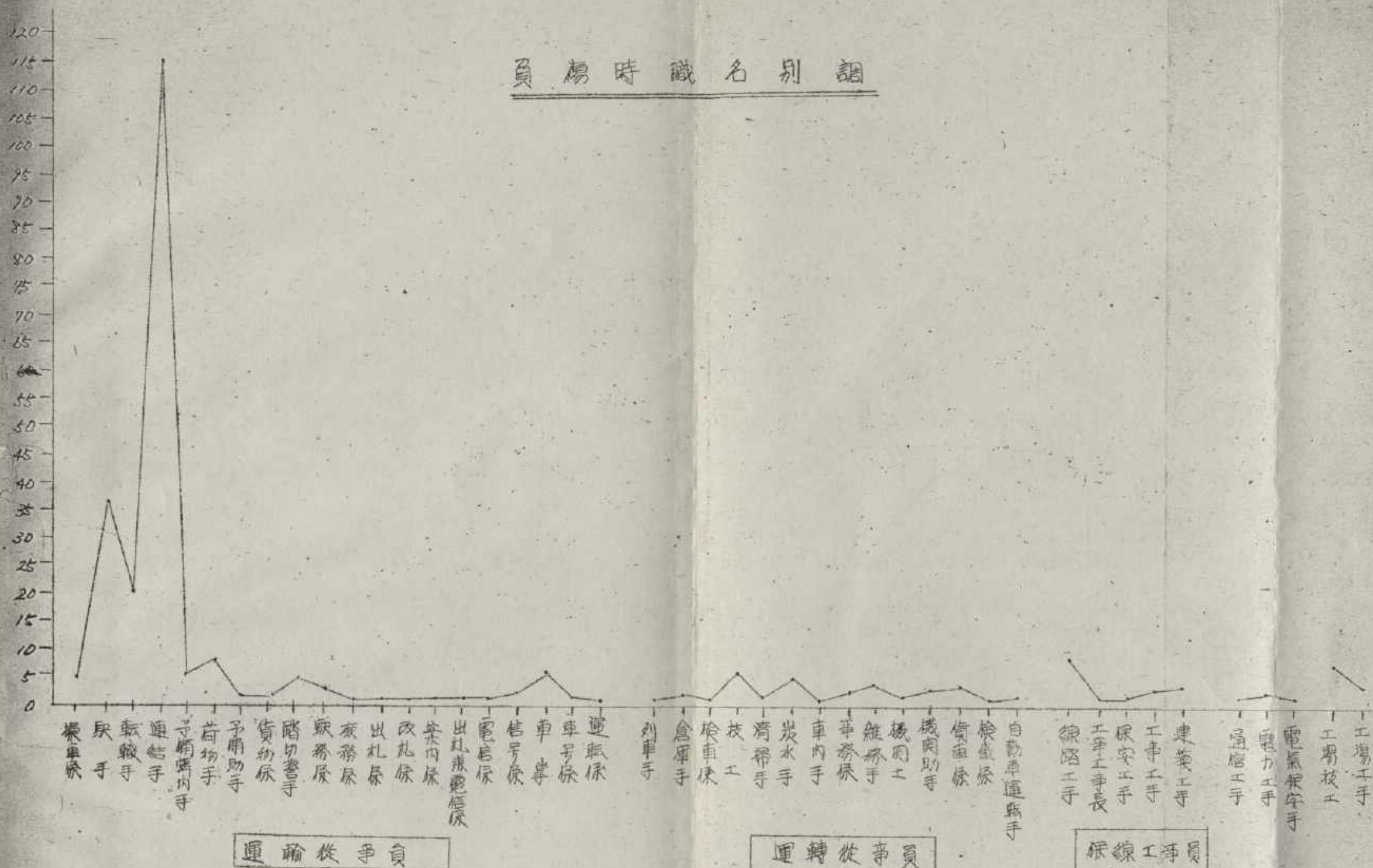
鋼 鐵 業

鋼 鐵 業

鋼 鐵 業

鋼 鐵 業

員 場 時 職 名 別 調



運輸從事員

運轉從事員

保線工事員